

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7添-2-004 改6
提出年月日	2020年8月26日

V-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の
施設区分の基本方針

K7 ① V-2-1-4 R0

2020年8月

東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. 概要	1
2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類	1
2.1 耐震設計上の重要度分類	1
2.2 発電用原子炉施設の区分	2
2.2.1 区分の概要	2
2.2.2 各区分の定義	2
2.2.3 間接支持機能及び波及的影響	2
3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点	3
4. 重大事故等対処施設の設備の分類	4
4.1 耐震設計上の設備の分類	4
4.2 重大事故等対処施設の区分	5
4.2.1 区分の概要	5
4.2.2 各区分の定義	5
4.2.3 間接支持機能及び波及的影響	5
5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点	5

1. 概要

本資料は、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「3.耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針について説明するものである。

2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類

2.1 耐震設計上の重要度分類

設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。

(1) Sクラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。

- a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系
- b. 使用済燃料を貯蔵するための施設
- c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設
- h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）
- i. 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）

(2) Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。

- a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- b. 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外

における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。)

- c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
 - d. 使用済燃料を冷却するための施設
 - e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設
- (3) Cクラスの施設
- Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

2.2 発電用原子炉施設の区分

2.2.1 区分の概要

当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。

2.2.2 各区分の定義

各区分の設備とは次のものをいう。

- (1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
- (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
- (3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。
- (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。

2.2.3 間接支持機能及び波及的影響

同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。

設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表 2-1 に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表 2-2 に示す。同表には当該施設を支持する構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。

3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点

設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点は、以下のとおりとする。

- (1) 機器とそれに接続する配管系との耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位の耐震重要度分類に属するものとする。
- (2) 原子炉格納容器バウンダリは、バウンダリを構成する弁までをSクラスとする（図3-1参照）。

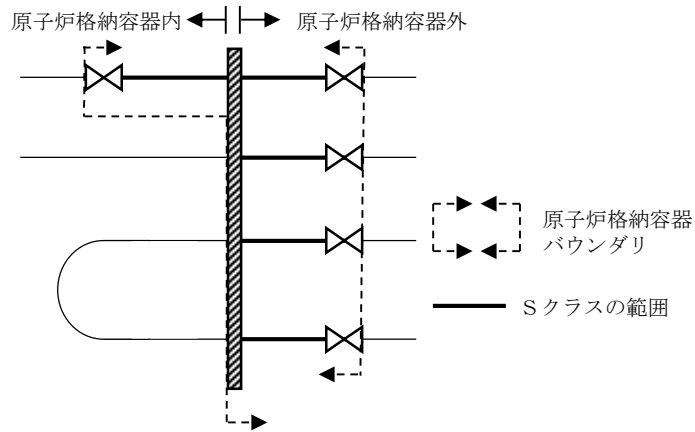


図3-1 原子炉格納容器バウンダリとSクラスの範囲

- (3) 配管系中で耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位の耐震重要度分類から見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図3-2に示すように上位の耐震重要度分類に属するものとする。

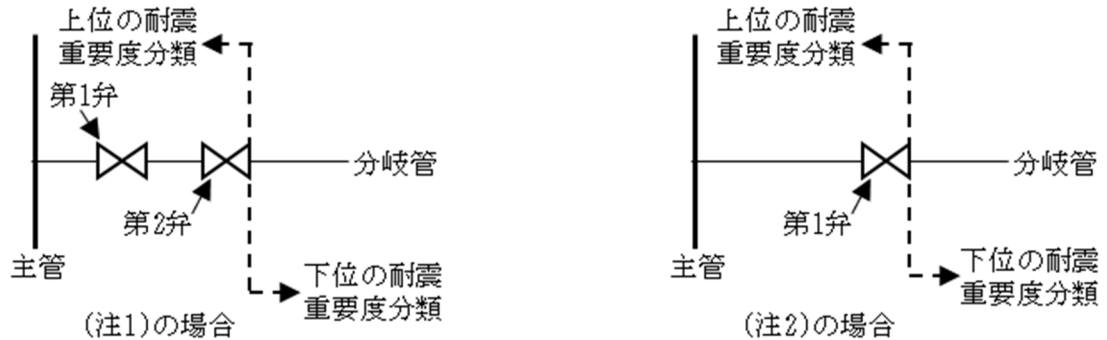


図3-2 配管系中の取合点

4. 重大事故等対処施設の設備の分類

4.1 耐震設計上の設備の分類

重大事故等対処施設について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能を踏まえて、以下のとおりに分類する。

- (1) 基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等時に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないように設計するもの
 - a. 常設耐震重要重大事故防止設備
常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの
 - b. 常設重大事故緩和設備
重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの
 - c. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）
設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの
 - d. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）
設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの
- (2) 静的地震力に対して十分に耐えるよう、又は共振のおそれのある施設については弾性設計用地震動 S_d に2分の1を乗じたものによる地震力に対しても十分耐えるよう設計するもの
 - a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備
常設重大事故防止設備であって、耐震重要度分類がBクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの
 - b. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）
設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの

4.2 重大事故等対処施設の区分

4.2.1 区分の概要

当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。

4.2.2 各区分の定義

各区分の設備とは次のものをいう。

- (1) 設備とは、重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。
- (2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・車両）をいう。
- (4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。

4.2.3 間接支持機能及び波及的影響

設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。

重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設を表 4-1 に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を表 4-2 に示す。同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。

5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点

重大事故等対処施設の施設区分の取合点は、以下のとおりとする。

- (1) 機器とそれに接続する配管系との、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第 1 弁とする。取合点となる第 1 弁は、上位クラス施設に属するものとする。
- (2) 配管系中の上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第 2 隔離弁までがバウンダリの場合は第 2 弁^(注1)、その他は上位クラスから見て第 1 弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図 5-1 に示すように上位クラス施設に属するものとする。

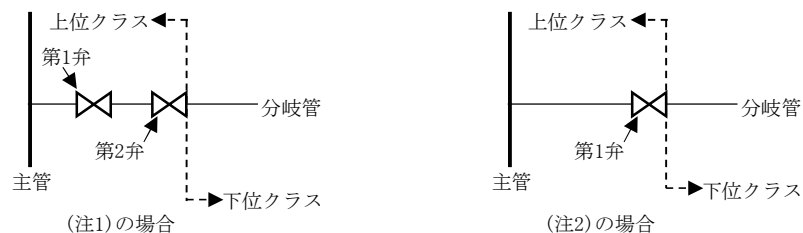


図 5-1 配管系中の取合点

表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設(1/4)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*6	適用範囲	検討用地震動*6
Sクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器 原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とすることに必要な電気及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器支持スカート 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体基礎 原子炉建屋 コントロール建屋 	S s S s S s	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉遮蔽壁 サービス建屋 中央制御室天井照明 	S s S s S s
	(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵プール 使用済燃料貯蔵ラック 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水補給設備（残留熱除去系（燃料プール水の補給に必要な設備）） 非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 軽油タンクの基礎 燃料移送系配管ダクト 	S s S s S s S s	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋クレーン 燃料取替機 サービス建屋 	S s S s S s
	(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系（スクラム機能に関する部分） 	S	<ul style="list-style-type: none"> 炉心支持構造物 電気計装設備 チャンネルボックス 	S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 下部ドライウエルアクセストンネル 	S s S s	—	—
	(IV) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系 高圧炉心注水系 残留熱除去系（停止時冷却モード運転に必要な設備） 冷却水源としてのサブレーションチェンバ 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） 炉心支持構造物 非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） 軽油タンクの基礎 燃料移送系配管ダクト 	S s S s S s S s S s	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 中央制御室天井照明 	S s S s
	(V) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系（低圧注水モード運転に必要な設備） 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブレーションチェンバ 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） 非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） コントロール建屋 軽油タンクの基礎 燃料移送系配管ダクト 	S s S s S s S s S s	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 中央制御室天井照明 	S s S s

表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設(2/4)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 *6	適用範囲	検討用 地震動 *6
Sクラス	(VI) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 格納容器バウンダリに属する配管・弁 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 	S s S s	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉ウェル遮蔽プラグ サービス建屋 中央制御室天井照明 	S s S s S s
	(VII) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備） 可燃性ガス濃度制御系 原子炉建屋原子炉区域 非常用ガス処理系及び排気口 原子炉格納容器圧力抑制装置（ダイヤフラムフロア、ベント管） 冷却水源としてのサブレーションチェンバ 	S S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） 非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 主排気筒（外筒） タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） コントロール建屋 軽油タンクの基礎 燃料移送系配管ダクト 原子炉本体基礎*12 	S s S s S s S s S s S s	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 耐火隔壁 	S s S s
	(VIII) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	<ul style="list-style-type: none"> 海水貯留堰 取水槽閉止板 水密扉 床ドレンライン浸水防止治具 貫通部止水処置 	S S S S	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分） 	S s	—	—
	(IX) 敷地における津波監視機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 津波監視カメラ 取水槽水位計 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） 	S	<ul style="list-style-type: none"> 電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 主排気筒（外筒） タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） 軽油タンクの基礎 燃料移送系配管ダクト 	S s S s S s S s	—	—
	(X) その他	<ul style="list-style-type: none"> ほう酸水注入系*7 圧力容器内部構造物*8 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 原子炉圧力容器 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 原子炉本体基礎 軽油タンクの基礎 燃料移送系配管ダクト 	S s S s S s S s S s	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 	S s

表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設(3/4)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 *6
Bクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	・主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁からタービン主蒸気止め弁まで）	B*9	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B*9	・原子炉建屋 ・タービン建屋 （原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁よりタービン主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分）	S d S d
		・主蒸気逃がし安全弁排気管	B*10	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋	S s
		・主蒸気系及び給水系 ・原子炉冷却材浄化系	B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋	S _B S _B
	(II) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く）	・放射性廃棄物廃棄施設 ただし、Cクラスに属するものは除く	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・焼却炉建屋 ・5号機原子炉建屋	S _B S _B S _B S _B S _B
	(III) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	・蒸気タービン、湿分分離加熱器、復水器、給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・復水貯蔵槽 ・燃料プール冷却浄化系 ・サプレッションプール浄化系 ・放射線低減効果の大きい遮蔽 ・制御棒駆動水圧系（放射性流体を内蔵する部分、ただし、スクラム機能に関するものを除く） ・原子炉建屋クレーン ・燃料取替機 ・制御棒貯蔵ラック	B B B B B B B B B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン・ベデスタル ・廃棄物処理建屋	S _B S _B S _B S _B
	(IV) 使用済燃料を冷却するための施設	・燃料プール冷却浄化系	B	・原子炉補機冷却系 ・電気計装設備	B B	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・コントロール建屋	S _B S _B S _B
(V) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—	

表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設(4/4)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 *6
Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> 冷却材再循環流量制御装置 制御棒駆動系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分) 	C C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管, 電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 	S _c S _c S _c
	(II) 放射性物質を内蔵しているか, 又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> 試料採取系 シャワードレン系 洗濯廃液系 固体廃棄物貯蔵施設 雑固体系 (雑固体廃棄物処理設備を除く) 新燃料貯蔵庫 使用済燃料輸送容器保管施設 その他 	C C C C C C C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管, 電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 焼却炉建屋 ランドリ建屋 廃棄物処理建屋 コントロール建屋 サービス建屋 使用済燃料輸送容器保管建屋*11 	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c
	(III) 放射線安全に関係しない施設等	<ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 所内ボイラ 消火系 開閉所, 発電機, 変圧器 換気空調系 (Sクラスの換気空調系以外のもの) タービン建屋クレーン 圧縮空気系 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 その他 	C C C C C C C C C	<ul style="list-style-type: none"> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備 	C	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管, 電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 補助ボイラ建屋 当該施設の支持構造物 コントロール建屋 サービス建屋 廃棄物処理建屋 5号機原子炉建屋 	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c

- 注記*1 : 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
- *2 : 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
- *3 : 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。
- *4 : 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。
- *5 : 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。
- *6 : S_s : 基準地震動 S_s により定まる地震力。
 S_d : 弾性設計用地震動 S_d により定まる地震力。
 S_B : 耐震Bクラス施設に適用される地震力。
 S_C : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。
- *7 : ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。
- *8 : 压力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。
- *9 : Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S_d に対し破損しないことの検討を行うものとする。
- *10 : 地震により主蒸気逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウエル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S_s に対してドライウエル内の主蒸気逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。また、主蒸気逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は凝縮することが出来ないため、サブプレッションチェンバ内の主蒸気逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。
- *11 : 使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。
- *12 : 原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウエルとサブプレッションチェンバとの圧力境界となる機能を有する。

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 (1/32)

○印は耐震計算書を添付する。

□印は耐震計算書の添付なし。

※は新設又は新規登録の設備。

【 】内は検討用地震動を示す。

11

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
1. 原子炉本体 (1) チャンネルボックス	○チャンネルボックス			○原子炉本体基礎 【S s】 ○原子炉建屋【S s】	
(2) 炉心支持構造物	○炉心支持構造物				
(3) 原子炉圧力容器	○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物※ ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物				○原子炉遮蔽壁 【S s】

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 (3/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(3)使用済燃料貯蔵 槽冷却浄化設備	○関連配管（燃料プ ール水補給設備 （非常用）に属す るもの）※	□燃料プール冷却浄 化系熱交換器（設 計基準対象施設と してのみ 1, 2, 5, 7 号機共用） □燃料プール冷却浄 化系ポンプ（設計 基準対象施設とし てのみ 1, 2, 5, 7 号 機共用） □スキマサージタン ク（設計基準対象 施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共 用）※ □関連配管（燃料プ ール冷却浄化系） ※			

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(4/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
3. 原子炉冷却系統施設 (1) 原子炉冷却材再循環設備 (2) 原子炉冷却材の循環設備 (3) 残留熱除去設備	<input type="radio"/> 原子炉冷却材再循環ポンプ（インターナルポンプ：RIP） <input type="radio"/> 主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ <input type="radio"/> 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ <input type="radio"/> 主蒸気逃がし安全弁 <input type="radio"/> 関連配管・弁（原子炉圧力容器バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリに属するもの、またそれらの隔離弁を閉にするために必要なもの）※ <input type="radio"/> 残留熱除去系熱交換器 <input type="radio"/> 残留熱除去系ポンプ <input type="radio"/> 残留熱除去系ストレナー <input type="radio"/> 関連配管・弁（残留熱除去系）※	<input type="checkbox"/> 低圧ドレンタンク <input type="checkbox"/> 復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔 <input type="checkbox"/> 復水脱塩装置陰イオン樹脂再生塔 <input type="checkbox"/> 関連配管・弁※ <input type="checkbox"/> 関連配管・弁（サプレッションプール水移送配管）※		<input type="radio"/> 原子炉本体基礎【S s】 <input type="radio"/> 原子炉建屋【S s】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 (5/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(4) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (5) 原子炉冷却材補給設備 (6) 原子炉補機冷却設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高压炉心注水系ポンプ ○ 原子炉隔離時冷却系ポンプ ○ 高压炉心注水系ストレーナ ○ 原子炉隔離時冷却系ストレーナ※ ○ 関連配管・弁 (高压炉心注水系, 原子炉隔離時冷却系)※ ○ 原子炉補機冷却水系熱交換器 ○ 原子炉補機冷却水ポンプ ○ 原子炉補機冷却海水ポンプ ○ 原子炉補機冷却水系サージタンク※ ○ 原子炉補機冷却海水系ストレーナ ○ 関連配管・弁※ 	<ul style="list-style-type: none"> □ 関連配管 (復水貯蔵槽からの吸込配管) □ 復水移送ポンプ □ 復水貯蔵槽 □ 関連配管※ 		<ul style="list-style-type: none"> □ 廃棄物処理建屋【S_B】 ○ タービン建屋【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉補機冷却海水系配管防護壁【S_s】

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 (6/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(7)原子炉冷却材浄化設備 (8)蒸気タービン本体 (9)蒸気タービンの 附属設備 (10)その他	○関連配管・弁 (原子炉圧力容器 バウンダリ及び原 子炉格納容器バウ ンダリに属するも の)	□原子炉冷却材浄化 系再生熱交換器 □原子炉冷却材浄化 系非再生熱交換器 □関連配管(原子炉 冷却材浄化系) □関連配管・弁※ □復水器 □湿分分離加熱器 □関連配管・弁※			
	○関連弁※	□補給水系 6/7 号 機相互接続ライン ※			

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 (7/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
4. 計測制御系統施設 (1) 制御材 (2) 制御材駆動装置 (3) ほう酸水注入設備 (4) 計測装置	<ul style="list-style-type: none"> ○ボロンカーバイド型制御棒 ○制御棒駆動機構 ○水圧制御ユニット ○関連配管・弁 (スクラム機能に関する部分) ※ ○ほう酸水注入系ポンプ ○ほう酸水注入系貯蔵タンク ○関連配管・弁※ ○起動領域モニタ ○出力領域モニタ ○残留熱除去系系統流量 ○原子炉隔離時冷却系系統流量 ○高压炉心注水系系統流量 ○原子炉圧力 ○原子炉水位 (狭帯域) ○原子炉水位 (広帯域) ○原子炉水位 (燃料域) ○格納容器内圧力※ ○格納容器内酸素濃度※ 	<ul style="list-style-type: none"> □関連配管 (スクラム機能に関する部分以外) 	<ul style="list-style-type: none"> □高压炉心注水系ポンプ吐出圧力 □残留熱除去系ポンプ吐出圧力※ □残留熱除去系熱交換器入口温度 □残留熱除去系熱交換器出口温度 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S s】 ○下部ドライウェルアクセストンネル【S s】 ○原子炉本体基礎【S s】 	

17

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 (8/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(4)計測装置 (つづき) (5)原子炉非常停止 信号	<ul style="list-style-type: none"> ○格納容器内水素濃度※ ○原子炉系炉心流量 ○制御棒駆動機構充てん水圧力※ ○残留熱除去系系統流量※ ○サブプレッションチェンバプール水位※ ○原子炉圧力高 ○原子炉水位低 ○ドライウエル圧力高 ○中性子束高 ○原子炉周期(ペリオド)短 ○中性子束計装動作不能 ○炉心流量急減 ○制御棒駆動機構充てん水圧力低 ○主蒸気管放射能高 ○主蒸気隔離弁閉 ○主盤 ○地震加速度大 	<ul style="list-style-type: none"> □主蒸気止め弁閉 □蒸気加減弁急速閉 		<ul style="list-style-type: none"> □タービン建屋【S_B】 ○コントロール建屋【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス建屋【S_s】*1 ○中央制御室天井照明【S_s】

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 (9/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(6) 工学的安全施設 等の起動信号	<ul style="list-style-type: none"> ○主蒸気隔離弁閉信号 (原子炉水位低 (レベル 1.5)) ○主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管放射能高) ○主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管トンネル温度高) ○主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管流量大) ○その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号 (1) (ドライウエル圧力高) ○その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号 (1) (原子炉水位低 (レベル 3)) ○その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号 (2) (原子炉水位低 (レベル 3)) ○その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号 (3) (原子炉水位低 (レベル 2)) ○非常用ガス処理系起動信号 (燃料取替エリア排気放射能高) 	<ul style="list-style-type: none"> □主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管圧力低) □主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管トンネル温度高) □主蒸気隔離弁閉信号 (復水器真空度低) 			

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(10/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(6)工学的安全施設 等の起動信号 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用ガス処理系 起動信号（原子炉 区域換気空調系排 気放射能高） ○非常用ガス処理系 起動信号（ドライ ウエル圧力高） ○非常用ガス処理系 起動信号（原子炉 水位低（レベル 3）） ○原子炉隔離時冷却 系起動信号（ドラ イウエル圧力高） ○原子炉隔離時冷却 系起動信号（原子 炉水位低（レベル 1.5）） ○高圧炉心注水系起 動信号（ドライウ エル圧力高） ○高圧炉心注水系起 動信号（原子炉水 位低（レベル 1.5）） ○残留熱除去系起動 信号，低圧注水系 （ドライウエル圧 力高） 				

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(11/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(6) 工学的安全施設等の起動信号(つづき) (7) 制御用空気設備 (8) 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置 (9) その他	<input type="checkbox"/> 残留熱除去系起動信号, 低圧注水系(原子炉水位低(レベル 1)) <input type="checkbox"/> 自動減圧系起動信号(ドライウェル圧力高) <input type="checkbox"/> 自動減圧系起動信号(原子炉水位低(レベル 1)) <input type="checkbox"/> 主盤※ <input type="checkbox"/> 関連配管※ <input type="checkbox"/> 津波監視カメラ(6, 7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 中央制御室(6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> 中央制御室制御盤 <input type="checkbox"/> 格納容器内ガスサンプリングポンプ※ <input type="checkbox"/> 格納容器内ガス冷却器※		<input type="checkbox"/> 関連配管・弁※ <input type="checkbox"/> 気象観測設備(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 原子炉補機冷却水系系統流量※ <input type="checkbox"/> 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量※ <input type="checkbox"/> 送受信器(ページング)※ <input type="checkbox"/> 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS 端末及びFAX)※	<input type="checkbox"/> 主排気筒(外筒) 【S s】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(12/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(9)その他 (つづき)			<input type="checkbox"/> 衛星電話設備(常設)※ <input type="checkbox"/> 無線連絡設備(常設)※ <input type="checkbox"/> 電力保安通信用回線(有線系)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 通信事業者回線(有線系,衛星系回線)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 安全パラメータ表示システム(SPDS)※ <input type="checkbox"/> 電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 送受信器(ページング)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP-電話機及びIP-FAX)(6,7号機共用)※	<input type="checkbox"/> 5号機原子炉建屋【Sc】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(13/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(9)その他 (つづき)			<input type="checkbox"/> テレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向)) (6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 衛星電話設備(常設)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 無線連絡設備(常設)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 安全パラメータ表示システム(SPDS)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> データ伝送設備(6,7号機共用)※		

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(14/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(9) その他 (つづき)			<input type="checkbox"/> 送受話器(ページング)(コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)(6, 7号機共用) ※ <input type="checkbox"/> 電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS端末)(コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)(6, 7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 計装用圧縮空気系6/7号機相互接続ライン <input type="checkbox"/> 送受話器(ページング)(警報装置) ※ <input type="checkbox"/> 送受話器(ページング)(警報装置)(6, 7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 送受話器(ページング)(警報装置)(コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)(6, 7号機共用)※	<input type="checkbox"/> サービス建屋【Sc】 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理建屋【Sc】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(15/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
5. 放射性廃棄物の廃棄施設 (1) 気体, 液体又は固体廃棄物貯蔵設備 (2) 気体, 液体又は固体廃棄物処理設備	○主排気筒(内筒) ○関連配管・弁	<input type="checkbox"/> 濃縮廃液タンク (5号機設備, 5, 6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> 濃縮廃液タンク (6号機設備, 5, 6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> 高電導度廃液系濃縮装置加熱器(5号機設備, 5, 6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> 高電導度廃液系濃縮装置加熱器(6号機設備, 5, 6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> タービン建屋低電導度廃液サンプル <input type="checkbox"/> タービン建屋高電導度廃液サンプル	<input type="checkbox"/> 主排気筒(外筒) <input type="checkbox"/> 関連配管	<input type="checkbox"/> 5号機原子炉建屋 【S _B 】 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理建屋 【S _B 】 ○主排気筒(外筒) 【S _s 】 ○原子炉建屋 【S _s 】 <input type="checkbox"/> タービン建屋 【S _B 】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(16/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) 気体, 液体又は 固体廃棄物処理 設備 (つづき)		<input type="checkbox"/> 廃棄物処理建屋低電 導度廃液サンプ (6 号機設備, 6, 7号機 共用) <input type="checkbox"/> 高電導度廃液系収集 タンク (5号機設 備, 5, 6, 7号機共 用) <input type="checkbox"/> 高電導度廃液系収集 タンク (6号機設 備, 5, 6, 7号機共 用) <input type="checkbox"/> 復水浄化系逆洗水受 タンク <input type="checkbox"/> 焼却炉建屋廃スラッ ジタンク (5号機設 備, 5, 6, 7号機共 用) <input type="checkbox"/> 関連配管		<input type="checkbox"/> 焼却炉建屋【S _B 】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(17/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
6. 放射線管理施設 (1) 放射線管理用 計測装置	<ul style="list-style-type: none"> ○主蒸気管放射線モニタ ○格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) ○格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) ○燃料取替エリア排気放射線モニタ ○原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ 		<ul style="list-style-type: none"> □気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタ □R/B4F 北西側エリア放射線モニタ □原子炉区域 (A) 放射線モニタ □R/B4F 南東側エリア放射線モニタ □燃料貯蔵プールエリア (A) 放射線モニタ □燃料貯蔵プールエリア (B) 放射線モニタ □原子炉区域 (B) 放射線モニタ □放射線管理用計測装置 モニタリングポスト (1号機設備, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(18/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(2)換気設備	<input type="radio"/> 中央制御室送風機 (6,7号機共用) <input type="radio"/> 中央制御室再循環送風機 (6,7号機共用) <input type="radio"/> 中央制御室排風機 (6,7号機共用) <input type="radio"/> 中央制御室再循環フィルタ装置 (6,7号機共用) <input type="radio"/> 関連配管※			<input type="radio"/> コントロール建屋【S s】	<input type="radio"/> サービス建屋【S s】*1 <input type="radio"/> 耐火隔壁【S s】
(3)生体遮蔽装置	<input type="radio"/> 中央制御室遮蔽 (6,7号機共用) ※	<input type="radio"/> 原子炉遮蔽壁【S s】 <input type="checkbox"/> 二次遮蔽壁※ <input type="checkbox"/> 補助遮蔽※		<input type="checkbox"/> タービン建屋【S B】	<input type="radio"/> 換気空調系ダクト防護壁【S s】
(4)その他	<input type="radio"/> 関連配管・弁		<input type="checkbox"/> 屋外放射線監視システム (6,7号機共用) <input type="checkbox"/> 無停電電源装置 (1,2,3,4,5,6,7号機共用)	<input type="checkbox"/> 5号機原子炉建屋【S c】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(20/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) 圧力低減設備その 他の安全設備	<ul style="list-style-type: none"> ○真空破壊弁 ○ダイヤフラムフロア ○ベント管 ○非常用ガス処理系乾燥装置 ○非常用ガス処理系排風機 ○非常用ガス処理系フィルタ装置 ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロフ ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ○関連配管・弁※ 			○原子炉本体基礎 【S s】	○耐火隔壁【S s】

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(21/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
8. その他発電用原子炉の附属施設 (1) 非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ディーゼル機関 ○調速装置及び非常調速装置 ○機関付清水ポンプ ○空気だめ ○空気だめの安全弁 ○空気圧縮機 ○燃料ディタンク ○燃料移送ポンプ※ ○軽油タンク(重大事故等時のみ 6, 7 号機共用)※ 		<ul style="list-style-type: none"> □5号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池(6, 7号機共用)※ □送受話器(ページング)用 48V 蓄電池(6, 7号機共用)※ 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S s】 □5号機原子炉建屋【S c】 ○軽油タンク基礎【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板【S s】

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(22/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(1)非常用電源設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電機 ○励磁装置 ○保護継電装置 ○バイタル交流電源装置 ○直流 125V 蓄電池 (7A) ○直流 125V 蓄電池 (7A-2)※ ○直流 125V 蓄電池 (7B) ○直流 125V 蓄電池 (7C, 7D) ○メタルクラッド開閉装置 (7C, 7D) ※ ○メタルクラッド開閉装置 (7E) ※ ○パワーセンタ※ ○モータコントロールセンタ※ □直流 125V 充電器 (7C, 7D) ※ □直流 125V 主母線盤 (7C, 7D) ※ □動力変圧器※ ○関連配管※ 			<ul style="list-style-type: none"> ○コントロール建屋【S s】 ○タービン建屋【S s】 ○燃料移送系配管ダクト【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス建屋【S s】*1 ○非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板【S s】

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(23/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) 常用電源設備			<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 励磁装置 <input type="checkbox"/> 発電機（保護継電装置） <input type="checkbox"/> 主変圧器 <input type="checkbox"/> 1号高起動変圧器（1号機設備，1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用） <input type="checkbox"/> 2号高起動変圧器（5号機設備，1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用） <input type="checkbox"/> 3号高起動変圧器（4号機設備，1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用） <input type="checkbox"/> 主変圧器（保護継電装置） <input type="checkbox"/> 1号高起動変圧器（1号機設備，1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用）（保護継電装置） <input type="checkbox"/> 2号高起動変圧器（5号機設備，1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用）（保護継電装置）	<input type="checkbox"/> タービン建屋【Sc】 <input type="checkbox"/> コントロール建屋【Sc】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(24/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) 常用電源設備 (つづき)			<input type="checkbox"/> 3号高起動変圧器(4号機設備, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用)(保護継電装置) <input type="checkbox"/> 線路用 500kV 遮断器(1号機設備, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用)(4号機設備, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> 線路用 500kV 遮断器(1号機設備, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用)(4号機設備, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用)(保護継電装置) <input type="checkbox"/> 500kV 送電線(東京電力パワーグリッド株式会社新新潟幹線及び東京電力パワーグリッド株式会社南新潟幹線)(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> 154kV 送電線(東北電力ネットワーク株式会社荒浜線)(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用) <input type="checkbox"/> 碍子		

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(25/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(3)火災防護設備			<input type="checkbox"/> 電動機駆動消火ポンプ(5号機設備, 6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> ディーゼル駆動消火ポンプ(5号機設備, 6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 二酸化炭素消火設備 二酸化炭素ポンベ, 選択弁及び制御盤【S s】※ <input type="checkbox"/> 小空間固定式消火設備 ハロゲン化物ポンベ, 選択弁及び制御盤【S s】※ <input type="checkbox"/> ケーブルトレイ消火設備 ハロゲン化物ポンベ【S s】※ <input type="checkbox"/> 電源盤・制御盤消火設備 ハロゲン化物ポンベ【S s】※ <input type="checkbox"/> SLCポンプ・CRDポンプ局所消火設備 ハロゲン化物ポンベ及び制御盤【S s】※	<input type="checkbox"/> 給水建屋【S c】 <input type="checkbox"/> D/Dポンプ建屋【S c】 <input type="checkbox"/> 原子炉建屋【S s】 <input type="checkbox"/> タービン建屋【S s】 <input type="checkbox"/> コントロール建屋【S s】 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理建屋【S s】	<input type="checkbox"/> サービス建屋【S s】*1

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(26/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(3)火災防護設備 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> ○中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備 ハロゲン化物ボンベ, 選択弁及び制御盤【S s】※ ○5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備 ハロゲン化物ボンベ及び制御盤【S s】※ □ろ過水タンク(5号機設備, 6,7号機共用)※ ○火災受信機盤【S s】※ ○アナログ式熱感知器【S s】※ ○アナログ式煙感知器【S s】※ ○非アナログ式炎感知器【S s】※ ○光電分離型煙感知器【S s】※ ○煙吸引式検出設備【S s】※ 	<ul style="list-style-type: none"> ○5号機原子炉建屋【S s】 ○格納容器圧力逃がし装置基礎【S s】 ○軽油タンク基礎【S s】 	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(28/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(4) 浸水防護施設	<ul style="list-style-type: none"> ○取水槽閉止板*2※ ○水密扉*2※ ○貫通部止水処置*2※ ○床ドレンライン浸水防止治具*2※ ○取水槽水位計*2※ ○津波監視カメラ(6, 7号機共用)*2※ ○海水貯留堰(重大事故等時のみ 6, 7号機共用)*2※ 	<ul style="list-style-type: none"> □水密扉※ □止水堰※ □貫通部止水処置※ □廃棄物処理建屋 1階トラック室出入口(6号機設備, 5, 6, 7号機共用) 		<ul style="list-style-type: none"> ○タービン建屋【S s】 ○主排気筒(外筒)【S s】 	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(29/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(4) 浸水防護施設 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> ○水密扉【S s】*³※ □水密扉※ ○止水堰【S s】*³※ □止水堰※ □床ドレンライン※ ○7号機地下水排水設備【S s】※ □保護カバー（蒸気保護カバー）※ ○循環水系隔離システム【S s】*³※ ○タービン補機冷却海水系隔離システム【S s】*³※ ○貫通部止水処置【S s】*³※ □貫通部止水処置※ ○床ドレンライン浸水防止治具【S s】*³※ □床ドレンライン浸水防止治具※ 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S s】 ○コントロール建屋【S s】 ○廃棄物処理建屋【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス建屋【S s】*¹

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(30/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(5) 補機駆動用燃料設備 (6) 非常用取水設備			<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(5号機設備, 6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 関連配管※ <input type="checkbox"/> 海水貯留堰(重大事故等時のみ6,7号機共用)【S_s】※ <input type="checkbox"/> スクリーン室(重大事故等時のみ6,7号機共用)【S_s】※ <input type="checkbox"/> 取水路(重大事故等時のみ6,7号機共用)【S_s】※ <input type="checkbox"/> 補機冷却用海水取水路【S_s】※ <input type="checkbox"/> 補機冷却用海水取水槽(A), (B), (C)【S_s】※ 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> D/Dポンプ建屋【S_c】 <input type="checkbox"/> タービン建屋【S_s】 	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(31/32)

耐震クラス 施 設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(7)緊急時対策所			<input type="checkbox"/> 5号機原子炉建屋内 緊急時対策所(6,7 号機共用)※ <input type="checkbox"/> 5号機原子炉建屋内 緊急時対策所(対策 本部・高気密室)(6,7 号機共用)※ <input type="checkbox"/> 5号機原子炉建屋内 緊急時対策所(待機 場所)(6,7号機共 用)※ <input type="checkbox"/> 送受話器(ページ ング)(6,7号機共 用) ※ <input type="checkbox"/> 電力保安通信用電話 設備(固定電話機, PHS 端末及びFAX) (6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 衛星電話設備(常 設)(6,7号機共 用) ※ <input type="checkbox"/> 無線連絡設備(常設) (6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> テレビ会議システム (テレビ会議システ ム(社内向))(6,7号 機共用)※ <input type="checkbox"/> 専用電話設備(専用 電話設備(ホットラ イン)(地方公共団体 他向))(6,7号機共 用)※	<input type="checkbox"/> 5号機原子炉建屋 【Sc】	

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類(32/32)

耐震クラス 施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(7)緊急時対策所 (つづき)			<input type="checkbox"/> 衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 安全パラメータ表示システム(SPDS)※ <input type="checkbox"/> 安全パラメータ表示システム(SPDS)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 電力保安通信用回線(有線系)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> 通信事業者回線(有線系, 衛星系回線)(6,7号機共用)※ <input type="checkbox"/> データ伝送設備(6,7号機共用)※	<input type="checkbox"/> コントロール建屋 【Sc】	

注記*1: 間接支持構造物への波及的影響評価を実施する。

*2: 津波防護施設又は浸水防止設備としての耐震重要度を示す。

*3: 溢水の伝播を防止する設備としての耐震重要度を示す。

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (1/29)

【 】内は検討用地震動を示す。

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>1. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<p>(1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用） ・燃料プール冷却浄化系熱交換器（設計基準対象施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用） ・燃料プール冷却浄化系ポンプ（設計基準対象施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用） ・スキマサージタンク（設計基準対象施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用） ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用） ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用） ・サイフォンブレイク孔 ・関連弁 ・関連配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋クレーン【S_s】 ・燃料取替機【S_s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (2/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>1. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<p>(2) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・主蒸気逃がし安全弁 ・ドレン移送ポンプ ・復水貯蔵槽 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水移送ポンプ ・ほう酸水注入系貯蔵タンク ・ほう酸水注入系ポンプ ・原子炉補機冷却水系熱交換器 ・残留熱除去系熱交換器 ・原子炉補機冷却水系サージタンク ・原子炉圧力容器 ・原子炉圧力容器 (炉心支持構造物) ・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) ・原子炉格納容器スプレイ管 (ドライウエル側) ・原子炉格納容器スプレイ管 (サブプレッションチェンバ側) ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備 ・主排気筒 (内筒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管等の支持構造物 ・原子炉圧力容器支持スカート 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋【S s】 ・原子炉本体基礎【S s】 ・タービン建屋【S s】 ・廃棄物処理建屋【S s】 ・格納容器圧力逃がし装置基礎【S s】 ・主排気筒 (外筒)【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉遮蔽壁【S s】 ・原子炉ウエル遮蔽プラグ【S s】 ・竜巻防護鋼製フード【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (3/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・配管貫通部 ・ラプチャーディスク (フィルタ装置出口側) ・ラプチャーディスク (よう素フィルタ出口側) ・ドレンタンク ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・給水スパージャ ・低圧注水スパージャ ・高圧炉心注水スパージャ ・高圧炉心注水系配管 (原子炉圧力容器内部) ・燃料取替床ブローアウトパネル ・関連弁 ・関連配管 			
		(3) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ボロンカーバイド型制御棒 ・制御棒駆動機構 ・水圧制御ユニット ・ほう酸水注入系ポンプ ・ほう酸水注入系貯蔵タンク ・起動領域モニタ ・出力領域モニタ ・高圧代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器支持スカート 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋【S s】 ・原子炉本体基礎【S s】 ・廃棄物処理建屋【S s】 ・コントロール建屋【S s】 ・格納容器圧力逃がし装置基礎【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉遮蔽壁【S s】 ・中央制御室天井照明【S s】 ・サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (4/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・ドライウエル雰囲気温度 ・サプレッションチェンバ氣體温度 ・サプレッションチェンバプール水温度 ・格納容器内水素濃度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・サプレッションチェンバプール水位 ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉圧力高) ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉水位低 (レベル 2)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (1) (原子炉圧力高) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (1) (原子炉水位低 (レベル 3)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (2) (原子炉水位低 (レベル 2)) 			

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (5/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>1. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代替自動減圧起動信号（原子炉水位低（レベル1）） ・残留熱除去系ポンプ運転（代替自動減圧系起動条件） ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・配管貫通部 ・原子炉圧力容器 ・原子炉圧力容器（炉心支持構造物） ・高圧炉心注水スパージャ ・高圧炉心注水系配管（原子炉圧力容器内部） ・格納容器内ガスサンプリングポンプ ・格納容器内ガス冷却器 ・原子炉圧力容器温度 ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・主盤 ・関連弁 ・関連配管 			

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (6/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>1. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<p>(4)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ) ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 (6,7号機共用) ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (6,7号機共用) ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (6,7号機共用) ・中央制御室遮蔽 (6,7号機共用) ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・関連弁 ・関連配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋【S s】 ・コントロール建屋【S s】 ・5号機原子炉建屋【S s】 ・格納容器圧力逃がし装置基礎【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋クレーン【S s】 ・燃料取替機【S s】 ・換気空調系ダクト防護壁【S s】 ・サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (7/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>1. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<p>(5) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器 ・ 上部ドライウエル機器搬入用ハッチ ・ 下部ドライウエル機器搬入用ハッチ ・ サプレッションチェンバ出入口 ・ 上部ドライウエル所員用エアロック ・ 下部ドライウエル所員用エアロック ・ 配管貫通部 ・ 電気配線貫通部 ・ 真空破壊弁 ・ ダイヤフラムフロア ・ ベント管 ・ 復水移送ポンプ ・ 復水貯蔵槽 ・ 原子炉格納容器 (サプレッションチェンバ) ・ 関連弁 ・ 関連配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器・配管等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋【S_s】 ・ 原子炉本体基礎【S_s】 ・ 廃棄物処理建屋【S_s】 ・ 格納容器圧力逃がし装置基礎【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉ウエル遮蔽プラグ【S_s】 ・ 竜巻防護鋼製フード【S_s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (8/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>1. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<p>(6)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一ガスタービン発電機用ガスタービン (6,7号機共用) ・ 第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置 (6,7号機共用) ・ 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ (6,7号機共用) ・ 第一ガスタービン発電機用燃料タンク (6,7号機共用) ・ 第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽 (6,7号機共用) ・ 軽油タンク (重大事故等時のみ6,7号機共用) ・ 軽油タンク (6号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・ 第一ガスタービン発電機 (6,7号機共用) ・ 第一ガスタービン発電機用励磁装置 (6,7号機共用) ・ 第一ガスタービン発電機用保護継電装置 (6,7号機共用) ・ AM用直流125V充電器 ・ 直流125V蓄電池 (7A) ・ 直流125V蓄電池 (7A-2) ・ 直流125V蓄電池 (7B) ・ AM用直流125V蓄電池 ・ 直流125V充電器 (7A) ・ 直流125V充電器 (7A-2) ・ 直流125V充電器 (7B) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器・配管等の支持構造物 ・ 電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋【S s】 ・ コントロール建屋【S s】 ・ 5号機原子炉建屋【S s】 ・ 第一ガスタービン発電機基礎【S s】 ・ 第一ガスタービン発電機車両【S s】 ・ 第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎【S s】 ・ 軽油タンク基礎【S s】 ・ 6号機軽油タンク基礎【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (9/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直流 125V 主母線盤 (7A) ・ 直流 125V 主母線盤 (7B) ・ メタルクラッド開閉装置 (7C, 7D) ・ 緊急用断路器 (6, 7 号機共用) ・ 緊急用電源切替箱接続装置 ・ 緊急用電源切替箱断路器 ・ AM 用動力変圧器 ・ AM 用 MCC (7B-1A, 7B-1B, 7B-1C, 7B-1D) ・ 直流 125V HPAC MCC ・ AM 用切替盤 ・ AM 用操作盤 (7A, 7B, 7C) ・ 125V 同時投入防止用切替盤 ・ 号炉間電力融通ケーブル (常設) (6, 7 号機共用) ・ AM 用切替装置 (SRV) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流 110V 分電盤 1, 2, 3 (6, 7 号機共用) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤 (6, 7 号機共用) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤 (6, 7 号機共用) ・ 関連配管 			

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (10/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備	(7) 補機駆動用燃料設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油タンク (重大事故等時のみ 6, 7 号機共用) ・ 軽油タンク (6 号機設備, 重大事故等時のみ 6, 7 号機共用) ・ 関連配管 	・ 機器・配管等の支持構造物	・ 軽油タンク基礎【S s】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 号機軽油タンク基礎【S s】 	—
	常設重大事故防止設備であって, 耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(8) 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (6, 7 号機共用) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) (6, 7 号機共用) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置 (6, 7 号機共用) 	・ 機器・配管設備等の支持構造物	・ 5 号機原子炉建屋【S s】	—

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (11/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料貯蔵ラック (設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用) ・ 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・ 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) ・ 使用済燃料貯蔵プール (設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用) ・ キャスクピット (設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用) ・ サイフォンブレイク孔 ・ 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・ 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置 ・ 関連弁 ・ 関連配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器・配管設備等の支持構造物 ・ 電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋クレーン【S_s】 ・ 燃料取替機【S_s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (12/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(2) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・ 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・ 主蒸気逃がし安全弁 ・ 復水貯蔵槽 ・ 復水移送ポンプ ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク ・ 原子炉補機冷却水系サージタンク ・ 原子炉圧力容器 ・ 原子炉圧力容器 (炉心支持構造物) ・ 原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) ・ 給水スパージャ ・ 低圧注水スパージャ ・ 原子炉補機冷却水系熱交換器 ・ 関連弁 ・ 関連配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器・配管等の支持構造物 ・ 原子炉圧力容器支持スカート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋【S_s】 ・ 原子炉本体基礎【S_s】 ・ 廃棄物処理建屋【S_s】 ・ タービン建屋【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉遮蔽壁【S_s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (13/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S _s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(3) 計測制御系統施設 ・ 復水補給水系温度 (代替循環冷却) ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ・ 復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉圧力 (SA) ・ 原子炉水位 (広帯域) ・ 原子炉水位 (燃料域) ・ 原子炉水位 (SA) ・ 格納容器内圧力 (D/W) ・ 格納容器内圧力 (S/C) ・ ドライウェル雰囲気温度 ・ サプレッションチェンバ気体温度 ・ サプレッションチェンバプール水温度 ・ 格納容器内酸素濃度 ・ 格納容器内水素濃度 ・ 格納容器内水素濃度 (SA) ・ 復水貯蔵槽水位 (SA)	・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建屋【S s】 ・ 原子炉本体基礎【S s】 ・ 廃棄物処理建屋【S s】 ・ コントロール建屋【S s】 ・ 5号機原子炉建屋【S s】 ・ 格納容器圧力逃がし装置基礎【S s】	・ 原子炉建屋クレーン【S s】 ・ サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (14/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・サプレッションチェンバプール水位 ・格納容器下部水位 ・原子炉建屋水素濃度 ・格納容器内ガスサンプリングポンプ ・格納容器内ガス冷却器 ・原子炉圧力容器温度 ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・衛星電話設備（常設） ・衛星電話設備（常設）（中央制御室待避室） ・無線連絡設備（常設） 			

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (15/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無線連絡設備（常設）（中央制御室待避室） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・衛星電話設備（常設）（6, 7 号機共用） ・無線連絡設備（常設）（6, 7 号機共用） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（6, 7 号機共用） ・5 号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（6, 7 号機共用） 			

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (16/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(4)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ) ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 (6, 7号機共用) ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (6, 7号機共用) ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (6, 7号機共用) ・中央制御室遮蔽 (6, 7号機共用) ・中央制御室待避室遮蔽 (常設) (6, 7号機共用) ・二次遮蔽壁 ・補助遮蔽 ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・関連弁 ・関連配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋【S s】 ・コントロール建屋【S s】 ・5号機原子炉建屋【S s】 ・格納容器圧力逃がし装置基礎【S s】 ・タービン建屋【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋クレーン【S s】 ・燃料取替機【S s】 ・換気空調系ダクト防護壁【S s】 ・サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (17/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(5) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器 ・上部ドライウエル機器搬入用ハッチ ・下部ドライウエル機器搬入用ハッチ ・サプレッションチェンバ出入口 ・上部ドライウエル所員用エアロック ・下部ドライウエル所員用エアロック ・配管貫通部 ・電気配線貫通部 ・真空破壊弁 ・ダイヤフラムフロア ・ベント管 ・原子炉格納容器 (サプレッションチェンバ) ・復水移送ポンプ ・復水貯蔵槽 ・コリウムシールド ・残留熱除去系熱交換器 ・残留熱除去系ポンプ ・残留熱除去系ストレナー ・原子炉圧力容器 ・高圧代替注水系ポンプ ・給水スパージャ ・低圧注水スパージャ ・ほう酸水注入系ポンプ ・ほう酸水注入系貯蔵タンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管等の支持構造物 ・原子炉圧力容器支持スカート 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋【S s】 ・原子炉本体基礎【S s】 ・廃棄物処理建屋【S s】 ・主排気筒(外筒)【S s】 ・格納容器圧力逃がし装置基礎【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋クレーン【S s】 ・原子炉ウエル遮蔽プラグ【S s】 ・原子炉遮蔽壁【S s】 ・竜巻防護鋼製フード【S s】 ・耐火隔壁【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (18/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧炉心注水スパージャ ・ 高圧炉心注水系配管 (原子炉圧力容器内部) ・ 非常用ガス処理系乾燥装置 ・ 非常用ガス処理系排風機 ・ 非常用ガス処理系フィルタ装置 ・ 原子炉建屋原子炉区域 (二次格納施設) ・ 原子炉建屋機器搬出入口 ・ 原子炉建屋エアロック ・ 主排気筒 (内筒) ・ 静的触媒式水素再結合器 ・ 遠隔手動弁操作設備 ・ 遠隔空気駆動弁操作設備 ・ ドレン移送ポンプ ・ ドレンタンク ・ フィルタ装置 ・ よう素フィルタ ・ ラプチャーディスク (フィルタ装置出口側) ・ ラプチャーディスク (よう素フィルタ出口側) ・ 主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル ・ 燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置 ・ 遠隔手動弁操作設備遮蔽 ・ 関連弁 ・ 関連配管 			

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (19/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(6)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン (6,7号機共用) ・第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置 (6,7号機共用) ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ (6,7号機共用) ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク (6,7号機共用) ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽 (6,7号機共用) ・軽油タンク (重大事故等時のみ6,7号機共用) ・軽油タンク (6号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・第一ガスタービン発電機 (6,7号機共用) ・第一ガスタービン発電機用励磁装置 (6,7号機共用) ・第一ガスタービン発電機用保護継電装置 (6,7号機共用) ・AM用直流125V充電器 ・直流125V蓄電池 (7A) ・直流125V蓄電池 (7A-2) ・直流125V蓄電池 (7B) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋【S s】 ・コントロール建屋【S s】 ・5号機原子炉建屋【S s】 ・第一ガスタービン発電機基礎【S s】 ・第一ガスタービン発電機車両【S s】 ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎【S s】 ・軽油タンク基礎【S s】 ・6号機軽油タンク基礎【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (20/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S _s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ AM 用直流 125V 蓄電池 ・ 直流 125V 充電器 (7A) ・ 直流 125V 充電器 (7A-2) ・ 直流 125V 充電器 (7B) ・ 直流 125V 主母線盤 (7A) ・ 直流 125V 主母線盤 (7B) ・ メタルクラッド開閉装置 (7C, 7D) ・ 緊急用断路器 (6, 7 号機共用) ・ 緊急用電源切替箱接続装置 ・ 緊急用電源切替箱断路器 ・ AM 用動力変圧器 ・ AM 用 MCC (7B-1A, 7B-1B, 7B-1C, 7B-1D) ・ 直流 125V HPAC MCC ・ AM 用切替盤 ・ AM 用操作盤 (7A, 7B, 7C) ・ 125V 同時投入防止用切替盤 ・ 号炉間電力融通ケーブル (常設) (6, 7 号機共用) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流 110V 分電盤 1, 2, 3 (6, 7 号機共用) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤 (6, 7 号機共用) ・ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤 (6, 7 号機共用) ・ 関連配管 			

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (21/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 補機駆動用燃料設備 ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・軽油タンク（6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・関連配管	・機器・配管等の支持構造物	・軽油タンク基礎【 S_s 】 ・6号機軽油タンク基礎【 S_s 】	—
		(8) 非常用取水設備 ・海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・海水貯留堰（6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・スクリーン室（6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・取水路（6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用）	—	—	—

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (22/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>2. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (6,7号機共用) ・ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) (6,7号機共用) ・ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置 (6,7号機共用) ・ 衛星電話設備 (常設) (6,7号機共用) ・ 無線連絡設備 (常設) (6,7号機共用) ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) (6,7号機共用) ・ 5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) (6,7号機共用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器・配管等の支持構造物 ・ 電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コントロール建屋【S_s】 ・ 5号機原子炉建屋【S_s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス建屋【S_s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (23/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>静的地震力又は共振のおそれのある設備については弾性設計用地震動 S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して十分に耐える設計のもの</p>	<p>3. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・ 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) ・ 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・ 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋クレーン【S s】 ・ 燃料取替機【S s】
		<p>(2) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星電話設備 (常設) ・ 衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室) ・ 無線連絡設備 (常設) ・ 無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室) ・ 衛星電話設備 (常設) (6,7号機共用) ・ 無線連絡設備 (常設) (6,7号機共用) ・ 5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) (6,7号機共用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コントロール建屋【S s】 ・ 5号機原子炉建屋【S s】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (24/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
静的地震力又は共振のおそれのある設備については弾性設計用地震動 S _d に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に対して十分に耐える設計のもの	3. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	(3)放射線管理施設 ・二次遮蔽壁 ・補助遮蔽		・原子炉建屋 【S s】 ・タービン建屋 【S s】	
	重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故を防止する機能を有する設備であって常設のもの	(4)非常用取水設備 ・海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・海水貯留堰（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・スクリーン室（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・取水路（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用）	—	—	—
		(5)緊急時対策所 ・衛星電話設備（常設）（6,7号機共用） ・無線連絡設備（常設）（6,7号機共用） ・5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（6,7号機共用）	・電気計装設備等の支持構造物	・5号機原子炉建屋 【S s】	—

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (25/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</p>	<p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去系ポンプ ・ 残留熱除去系ストレーナ ・ 高圧炉心注水系ポンプ ・ 高圧炉心注水系ストレーナ ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ ・ 原子炉隔離時冷却系ストレーナ ・ 原子炉補機冷却水系熱交換器 ・ 原子炉補機冷却水ポンプ ・ 原子炉補機冷却海水ポンプ ・ 原子炉補機冷却水系サージタンク ・ 原子炉補機冷却海水系ストレーナ ・ 関連弁 ・ 関連配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器・配管設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋【S s】 ・ タービン建屋【S s】 ・ 廃棄物処理建屋【S B】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉補機冷却海水系配管防護壁【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (26/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(2) 計測制御系統施設 ・ 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力 ・ 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度 ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 ・ 残留熱除去系系統流量 ・ 原子炉隔離時冷却系系統流量 ・ 高圧炉心注水系系統流量 ・ 原子炉補機冷却水系系統流量 ・ 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建屋【S s】 ・ タービン建屋【S c】	—
		(3) 原子炉格納施設 ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去系ポンプ ・ 残留熱除去系ストレータ ・ 関連弁 ・ 関連配管	・ 機器・配管設備等の支持構造物	・ 原子炉建屋【S s】	—

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (27/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・ディーゼル機関 ・调速装置及び非常调速装置 ・機関付清水ポンプ ・空気だめ ・空気だめの安全弁 ・空気圧縮機 ・燃料ディタンク ・燃料移送ポンプ ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用） ・発電機 ・励磁装置 ・保護継電装置 ・直流125V蓄電池（7C, 7D） ・直流125V充電器（7C, 7D） ・直流125V主母線盤（7C, 7D） ・動力変圧器 ・メタルクラッド開閉装置（7E） ・パワーセンタ ・モータコントロールセンタ ・関連配管	・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物	・原子炉建屋【S s】 ・タービン建屋【S s】 ・コントロール建屋【S s】 ・軽油タンク基礎【S s】 ・燃料移送系配管ダクト【S s】	・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板【S s】 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板【S s】 ・サービス建屋【S s】
		(5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路 ・補機冷却用海水取水槽(A), (B), (C)	—	・タービン建屋【S s】	—

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (28/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・ 原子炉補機冷却水系熱交換器 ・ 原子炉補機冷却水ポンプ ・ 原子炉補機冷却海水ポンプ ・ 原子炉補機冷却水系サージタンク ・ 原子炉補機冷却海水系ストレーナ ・ 関連配管	・ 機器・配管設備等の支持構造物	・ 原子炉建屋【S s】 ・ タービン建屋【S s】	・ 原子炉補機冷却海水系配管防護壁【S s】
		(2) 原子炉格納施設 ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去系ポンプ ・ 残留熱除去系ストレーナ ・ 関連弁 ・ 関連配管	・ 機器・配管設備等の支持構造物	・ 原子炉建屋【S s】	—
		(3) 非常用電源設備 ・ ディーゼル機関 ・ 調速装置及び非常調速装置 ・ 機関付清水ポンプ ・ 空気だめ ・ 空気だめの安全弁 ・ 空気圧縮機 ・ 燃料ディタンク ・ 燃料移送ポンプ ・ 軽油タンク (重大事故等時のみ 6, 7号機共用) ・ 発電機 ・ 励磁装置 ・ 保護継電装置	・ 機器・配管設備等の支持構造物 ・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建屋【S s】 ・ タービン建屋【S s】 ・ コントロール建屋【S s】 ・ 軽油タンク基礎【S s】 ・ 燃料移送系配管ダクト【S s】	・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板【S s】 ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板【S s】 ・ サービス建屋【S s】

表 4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (29/29)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
<p>基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</p>	<p>5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直流125V蓄電池 (7C, 7D) ・ 直流125V充電器 (7C, 7D) ・ 直流125V主母線盤 (7C, 7D) ・ 動力変圧器 ・ メタルクラッド開閉装置 (7E) ・ パワーセンタ ・ モータコントロールセンタ ・ 関連配管 			
	<p>又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</p>	<p>(4) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補機冷却用海水取水路 ・ 補機冷却用海水取水槽 (A), (B), (C) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ タービン建屋【S_s】 	—

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(1/28)

本表では、「常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備」を「常設重大事故防止設備」と表記する。

○印は耐震計算書を添付する。

□印は耐震計算書を添付しない。

【 】内は検討用地震動を示す。

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
1. 核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設 (1) 使用済燃料貯蔵設備 ○使用済燃料貯蔵プール (設計基準対象施設と してのみ 1, 2, 5, 7 号機 共用) ○キャスクピット (設計 基準対象施設として のみ 1, 2, 5, 7 号機共用) ○使用済燃料貯蔵ラック (設計基準対象施設と してのみ 1, 2, 5, 7 号機 共用) ○使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA) ○使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA 広 域)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設 設計基準対象施設 重大事故等対処施設 設計基準対象施設 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設	・ S クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ S クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ S クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ S クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ C クラス ・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレ ーン【S s】 ○燃料取替機 【S s】 ○原子炉建屋クレ ーン【S s】 ○燃料取替機 【S s】 ○原子炉建屋クレ ーン【S s】 ○燃料取替機 【S s】 ○原子炉建屋クレ ーン【S s】 ○燃料取替機 【S s】 ○原子炉建屋クレ ーン【S s】 ○燃料取替機 【S s】
(2) 使用済燃料貯蔵槽冷 却浄化設備 ○燃料プール冷却浄化系 熱交換器 (設計基準対 象施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用) ○燃料プール冷却浄化系 ポンプ (設計基準対象 施設としてのみ 1, 2, 5, 7 号機共用) ○スキマサージタンク (設計基準対象施設と してのみ 1, 2, 5, 7 号機 共用) ○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設 設計基準対象施設 重大事故等対処施設 設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ B クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ B クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ B クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	— — ○原子炉建屋クレ ーン【S s】 ○燃料取替機 【S s】 ○原子炉建屋クレ ーン【S s】 ○燃料取替機 【S s】

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(2/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(2)使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (つづき) ○関連配管	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
○関連配管	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
(3)その他 ○使用済燃料貯蔵プール (設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
○キャスクピット(設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
○サイフォンブレイク孔	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
○使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	重大事故等対処施設	・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	重大事故等対処施設	・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○関連弁	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(3/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
2. 原子炉冷却系統施設 (1) 原子炉冷却材の循環 設備			
○主蒸気逃がし安全弁逃 がし弁機能用アキュム レータ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○主蒸気逃がし安全弁自 動減圧機能用アキュム レータ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○主蒸気逃がし安全弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Bクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
(2) 残留熱除去設備			
○残留熱除去系熱交換器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系ストレー ナ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○ドレン移送ポンプ	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連弁	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(4/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) 残留熱除去設備 (つづき)			
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連配管	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連配管	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	○竜巻防護鋼製フ ード【S s】
(3) 非常用炉心冷却設備 その他原子炉注水設 備			
○高压炉心注水系ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○復水貯蔵槽	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Bクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○高压炉心注水系ストレー ーナ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○原子炉隔離時冷却系ポン プ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○原子炉隔離時冷却系スト レーナ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○高压代替注水系ポンプ	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○残留熱除去系ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系ストレー ーナ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○復水移送ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Bクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(5/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) 非常用炉心冷却設備 その他原子炉注水設備 (つづき)			
○ほう酸水注入系貯蔵タンク	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 	—
○ほう酸水注入系ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 	—
○関連配管	重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設重大事故緩和設備 ・ Bクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(6/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(4)原子炉補機冷却設備 ○原子炉補機冷却水系熱交換器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 	—
○原子炉補機冷却水ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 	—
○原子炉補機冷却海水ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 	—
○原子炉補機冷却水系サージタンク	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 	—
○原子炉補機冷却海水系ストレーナ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 	○原子炉補機冷却海水系配管防護壁【S s】
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 	—
○関連配管	重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(7/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(4)原子炉補機冷却設備 (つづき) ○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
(5)その他 ○原子炉圧力容器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉遮蔽壁 【S s】
○配管貫通部	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉圧力容器 (炉心 支持構造物)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉格納容器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉ウェル遮 蔽プラグ 【S s】
○原子炉格納容器 (サブ レクションチェンバ)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○給水スパージャ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○低圧注水スパージャ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉格納容器スプレ イ管 (ドライウェル 側)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(8/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(5)その他 (つづき)			
○原子炉格納容器スプレ イ管 (サブプレッション チェンバ側)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○遠隔手動弁操作設備	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○遠隔空気駆動弁操作設 備	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○主排気筒 (内筒)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○ラプチャーディスク (フィルタ装置出口 側)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○ラプチャーディスク (よう素フィルタ出口 側)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○ドレンタンク	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○フィルタ装置	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○よう素フィルタ	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○高圧炉心注水スパー ジャ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○高圧炉心注水系配管 (原子炉圧力容器内 部)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○残留熱除去系熱交換器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○燃料取替床ブローアウ トパネル	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(9/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(5)その他 (つづき)			
○関連弁	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
3. 計測制御系統施設			
(1)制御材			
○ボロンカーバイド型制 御棒	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
(2)制御材駆動装置			
○制御棒駆動機構	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○水圧制御ユニット	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
(3)ほう酸水注入設備			
○ほう酸水注入系ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○ほう酸水注入系貯蔵タ ンク	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(10/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(4)計測装置			
○起動領域モニタ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○出力領域モニタ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○高压炉心注水系ポンプ 吐出圧力	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系ポンプ吐 出圧力	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系熱交換器 入口温度	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系熱交換器 出口温度	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○復水補給水系温度 (代 替循環冷却)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○残留熱除去系系統流量	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○原子炉隔離時冷却系系 統流量	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○高压炉心注水系系統流 量	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○高压代替注水系系統流 量	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流 量)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流 量)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉圧力	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○原子炉圧力 (SA)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(11/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(4) 計測装置 (つづき)			
○原子炉水位 (広帯域)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉水位 (燃料域)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉水位 (SA)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○格納容器内圧力 (D/W)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○格納容器内圧力 (S/C)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○ドライウエル雰囲気温 度	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○サプレッションチェン バ気体温度	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○サプレッションチェン バプール水温度	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○格納容器内酸素濃度	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○格納容器内水素濃度	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○格納容器内水素濃度 (SA)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○復水貯蔵槽水位 (SA)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○復水補給水系流量 (格 納容器下部注水流量)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○サプレッションチェン バプール水位	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○格納容器下部水位	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉建屋水素濃度	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (12/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(5) 工学的安全施設等の 起動信号			
○代替制御棒挿入起動信号 (原子炉圧力高)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○代替制御棒挿入起動信号 (原子炉水位低 (レベル2))	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1) (原子炉圧力高)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1) (原子炉水位低 (レベル3))	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(2) (原子炉水位低 (レベル2))	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○代替自動減圧起動信号 (原子炉水位低 (レベル1))	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
(6) 制御用空気設備			
○主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連配管	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (13/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(7)その他 ○配管貫通部	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○原子炉圧力容器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	○原子炉遮蔽壁 【S s】
○原子炉圧力容器 (炉心 支持構造物)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○高圧炉心注水スパー ジャ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○高圧炉心注水系配管 (原子炉圧力容器内 部)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○格納容器内ガスサンプ リングポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○格納容器内ガス冷却器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○原子炉圧力容器温度	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○復水移送ポンプ吐出圧 力	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○原子炉補機冷却水系系 統流量	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系熱交換器 入口冷却水流量	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	—
○フィルタ装置水位	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○フィルタ装置入口圧力	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○フィルタ装置水素濃度	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
		・ 常設重大事故緩和設備	

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(14/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(7)その他 (つづき)			
○フィルタ装置スクラバ 水 pH	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○フィルタ装置金属フィ ルタ差圧	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備 ・常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○静的触媒式水素再結合 器動作監視装置	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備 ・常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレ ーン【S s】
○主盤	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	○中央制御室天井 照明【S s】
○衛星電話設備 (常設)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室)	重大事故等対処施設	・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○無線連絡設備 (常設)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○無線連絡設備 (常設) (中央制御室待避室)	重大事故等対処施設	・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○安全パラメータ表示シ ステム (SPDS)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故緩和設備	—
○衛星電話設備 (常設) (6, 7 号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○無線連絡設備 (常設) (6, 7 号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○安全パラメータ表示シ ステム (SPDS) (6, 7 号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故緩和設備	—
○5 号機屋外緊急連絡用 インターフォン (イン ターフォン) (6, 7 号 機共用)	重大事故等対処施設	・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○残留熱除去系ポンプ運 転 (代替自動減圧系起 動条件)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故 防止設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (15/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
4. 放射線管理施設 (1)放射線管理用計測装置			
○格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○フィルタ装置出口放射線モニタ	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○耐圧強化ベント系放射線モニタ	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
○使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレーン【S s】 ○燃料取替機【S s】
(2)換気設備			
○関連配管	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
(3)生体遮蔽装置			
○5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○中央制御室遮蔽 (6,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○中央制御室待避室遮蔽 (常設) (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(16/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) 生体遮蔽装置 (つづき)			
○二次遮蔽壁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Bクラス ・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○補助遮蔽	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Bクラス ・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○フィルタベント遮蔽壁	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○配管遮蔽	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
(4) その他			
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	○換気空調系ダク ト防護壁 【S s】

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(17/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
5. 原子炉格納施設 (1)原子炉格納容器 ○原子炉格納容器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉ウェル遮 蔽プラグ 【S s】
○上部ドライウェル機器 搬入用ハッチ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○下部ドライウェル機器 搬入用ハッチ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○サプレッションチェン バ出入口	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○上部ドライウェル所員 用エアロック	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○下部ドライウェル所員 用エアロック	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○配管貫通部	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○電気配線貫通部	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
(2)圧力低減設備その他 の安全設備			
○真空破壊弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○ダイヤフラムフロア	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○ベント管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (18/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) 圧力低減設備その他の安全設備 (つづき)			
○残留熱除去系熱交換器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○残留熱除去系ストレーナ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○復水移送ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Bクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○復水貯蔵槽	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Bクラス ・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○高压代替注水系ポンプ	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○ほう酸水注入系ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○ほう酸水注入系貯蔵タンク	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○非常用ガス処理系乾燥装置	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	○耐火隔壁 【S s】
○非常用ガス処理系排風機	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	○耐火隔壁 【S s】
○非常用ガス処理系フィルタ装置	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○静的触媒式水素再結合器	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉建屋クレーン【S s】
○ドレン移送ポンプ	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○ドレンタンク	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○フィルタ装置	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○よう素フィルタ	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類(19/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(2)圧力低減設備その他の安全設備 (つづき)			
○ラプチャーディスク (フィルタ装置出口側)	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
○ラプチャーディスク (よう素フィルタ出口側)	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故緩和設備	—
○関連弁	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Bクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○関連配管	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	○竜巻防護鋼製フード【S s】
○関連配管	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Bクラス ・常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (20/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(3)その他			
○原子炉格納容器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	○原子炉ウエル遮 蔽プラグ 【S s】
○原子炉格納容器 (サブ レクションチェンバ)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○配管貫通部	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○コリウムシールド	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉圧力容器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	○原子炉遮蔽壁 【S s】
○給水スパージャ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○低圧注水スパージャ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○高圧炉心注水スパー ジャ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○高圧炉心注水系配管 (原子炉圧力容器内 部)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉建屋原子炉区域 (二次格納施設)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉建屋機器搬出入 口	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○原子炉建屋エアロック	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○主排気筒 (内筒)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故緩和設備	—
○遠隔手動弁操作設備	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○遠隔空気駆動弁操作設 備	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○ラプチャーディスク (フィルタ装置出口 側)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—
○ラプチャーディスク (よう素フィルタ出口 側)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (21/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) その他 (つづき)			
○遠隔手動弁操作設備遮蔽	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
○ドレン移送ポンプ	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
○主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
○燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
○関連弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故緩和設備	—
○関連弁	重大事故等対処施設	・常設重大事故緩和設備	—
6. 非常用電源設備 (1) 非常用発電装置			
○ディーゼル機関	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○調速装置及び非常調速装置	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○機関付清水ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○空気だめ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○空気だめの安全弁	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○空気圧縮機	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (22/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(1) 非常用発電装置 (つづき) ○燃料ディタンク	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○燃料移送ポンプ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	○非常用ディーゼル 発電設備燃料 移送ポンプ防護 板【S s】
○軽油タンク (重大事故 等時のみ 6, 7 号機共 用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○発電機	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○励磁装置	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○保護継電装置	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○第一ガスタービン発電 機用ガスタービン (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○第一ガスタービン発電 機用調速装置及び非常 調速装置 (6, 7 号機共 用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○第一ガスタービン発電 機用燃料移送ポンプ (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○第一ガスタービン発電 機用燃料タンク (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (23/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(1)非常用発電装置 (つづき)			
○第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽 (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○軽油タンク (6号機設備, 重大事故等時のみ 6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○第一ガスタービン発電機 (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○第一ガスタービン発電機用励磁装置 (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○第一ガスタービン発電機用保護継電装置 (6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	○非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板【S s】 ○非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板【S s】
○関連配管	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
(2)その他の電源装置			
○AM用直流125V充電器	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○直流125V蓄電池 (7A)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○直流125V蓄電池 (7A-2)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○直流125V蓄電池 (7B)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Sクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (24/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) その他の電源装置 (つづき) ○直流 125V 蓄電池 (7C, 7D)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○AM用直流 125V 蓄電池	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
(3) その他 ○直流 125V 充電器 (7A)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○直流 125V 充電器 (7A-2)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○直流 125V 充電器 (7B)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○直流 125V 充電器 (7C, 7D)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○直流 125V 主母線盤 (7A)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○直流 125V 主母線盤 (7B)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○直流 125V 主母線盤 (7C, 7D)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○動力変圧器	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○メタルクラッド開閉装 置 (7C, 7D)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (25/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(3)その他 (つづき) ○メタルクラッド開閉装置 (7E)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○パワーセンタ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○モータコントロールセンタ	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) ・ 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	—
○緊急用断路器 (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○緊急用電源切替箱接続装置	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○緊急用電源切替箱断路器	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○AM 用動力変圧器	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○AM 用 MCC (7B-1A, 7B-1B, 7B-1C, 7B-1D)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○直流 125V HPAC MCC	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○AM 用切替盤	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○AM 用操作盤 (7A, 7B, 7C)	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
○125V 同時投入防止用切替盤	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故緩和設備 ・ 常設耐震重要重大事故防止設備	—
□号炉間電力融通ケーブル (常設) (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (26/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) その他 (つづき) ○AM 用切替装置 (SRV)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備	—
○5 号機原子炉建屋内緊急 時対策所用交流 110V 分電盤 1, 2, 3 (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○5 号機原子炉建屋内緊急 時対策所用主母線盤 (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○5 号機原子炉建屋内緊急 時対策所用受電盤 (6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
7. 補機駆動用燃料設備 (1) 燃料設備 ○軽油タンク (重大事故 等時のみ 6, 7 号機共 用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ S クラス ・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○軽油タンク (6 号機設 備, 重大事故等時のみ 6, 7 号機共用)	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○関連配管	重大事故等対処施設	・ 常設耐震重要重大事故 防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (27/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
8. 非常用取水設備 (1) 取水設備			
○海水貯留堰（重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Sクラス ・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○海水貯留堰（6 号機設備，重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○スクリーン室（重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○スクリーン室（6 号機設備，重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○取水路（重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○取水路（6 号機設備，重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）	重大事故等対処施設	・ 常設重大事故防止設備 ・ 常設重大事故緩和設備	—
○補機冷却用海水取水路	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 （設計基準拡張） ・ 常設重大事故緩和設備 （設計基準拡張）	—
○補機冷却用海水取水槽 （A）,（B）,（C）	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・ Cクラス ・ 常設重大事故防止設備 （設計基準拡張） ・ 常設重大事故緩和設備 （設計基準拡張）	—

K7 ① V-2-1-4 R0

表 4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類 (28/28)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	波及的影響を 考慮すべき施設
9. 緊急時対策所 (1) その他			
○5号機原子炉建屋内緊急時対策所(6,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(6,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○衛星電話設備(常設)(6,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○無線連絡設備(常設)(6,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—
○安全パラメータ表示システム(SPDS)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故緩和設備	—
○安全パラメータ表示システム(SPDS)(6,7号機共用)	設計基準対象施設 重大事故等対処施設	・Cクラス ・常設重大事故緩和設備	—
○5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(6,7号機共用)	重大事故等対処施設	・常設重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備	—